

吉原平池地区計画の 都市計画決定に関する説明会

〔豊田市〕

説明会次第

1. 地区計画制度について
2. 吉原平池地区計画について
3. 今後のスケジュールについて

1 地区計画制度について

◆ 地区計画とは？

地区計画

建築物のルール等を定めることにより、将来にわたり統一感のある住環境を形成する制度

1 地区計画制度について

◆ 地区計画で定めるものは？

地区計画

建築物に関する事項

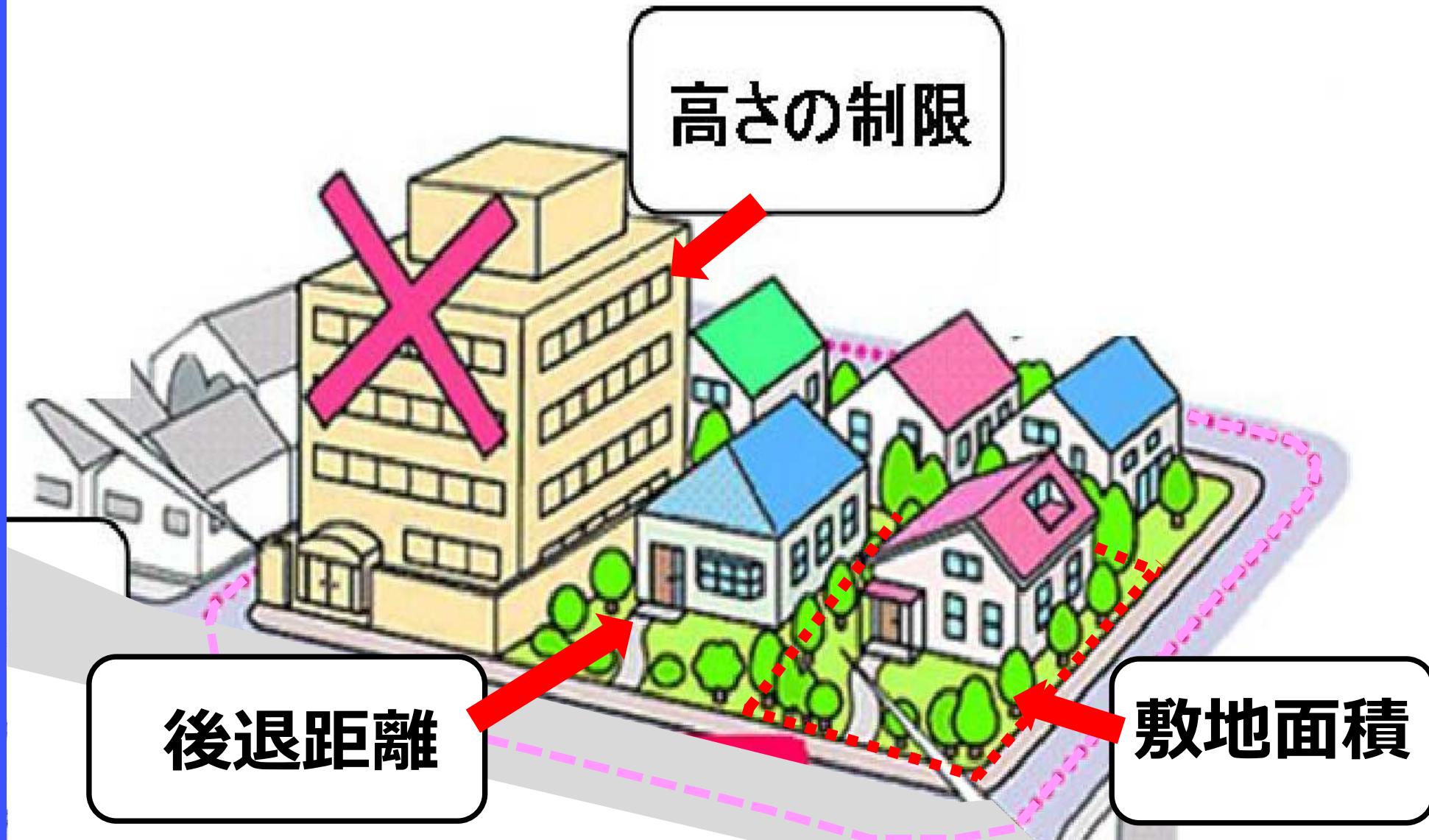
- ・用途の制限
- ・高さの制限
- ・敷地面積の最低限度
- ・壁面位置の制限

など

統一感のある住環境を形成します

1 地区計画制度について

地区計画のイメージ



説明会次第

1. 地区計画制度について

2. 吉原平池地区計画について

3. 今後のスケジュールについて

2 吉原平池地区計画について



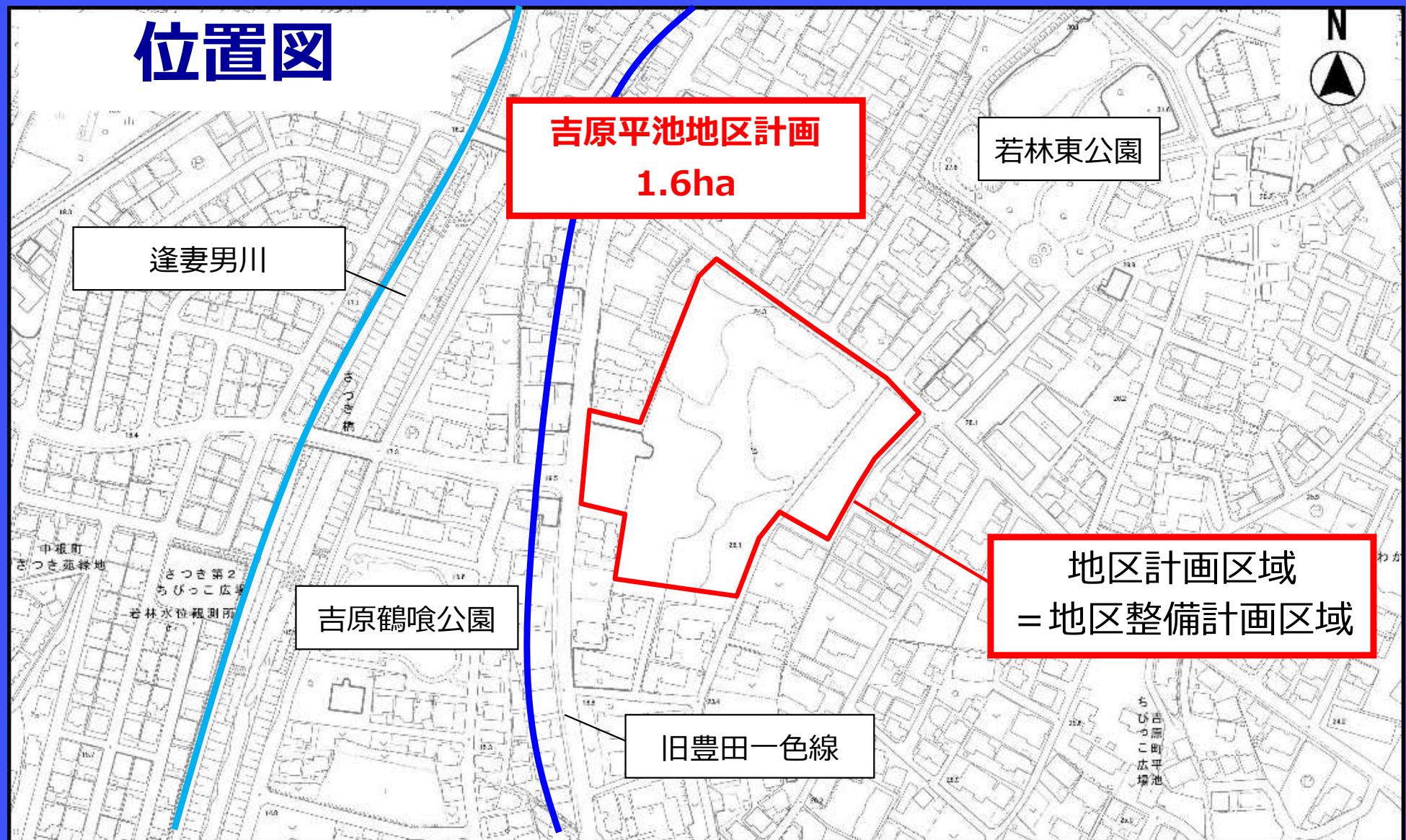
2 吉原平池地区計画について

「第一種低層住居専用地域」の 主なルール

建物用途	住宅・兼用住宅・共同住宅 ・学校・公衆浴場・診療所など
建ぺい率	50%
容積率	80%
建物高さ制限	10m
斜線制限	北側斜線制限・道路斜線制限

2 吉原平池地区計画について

位置図



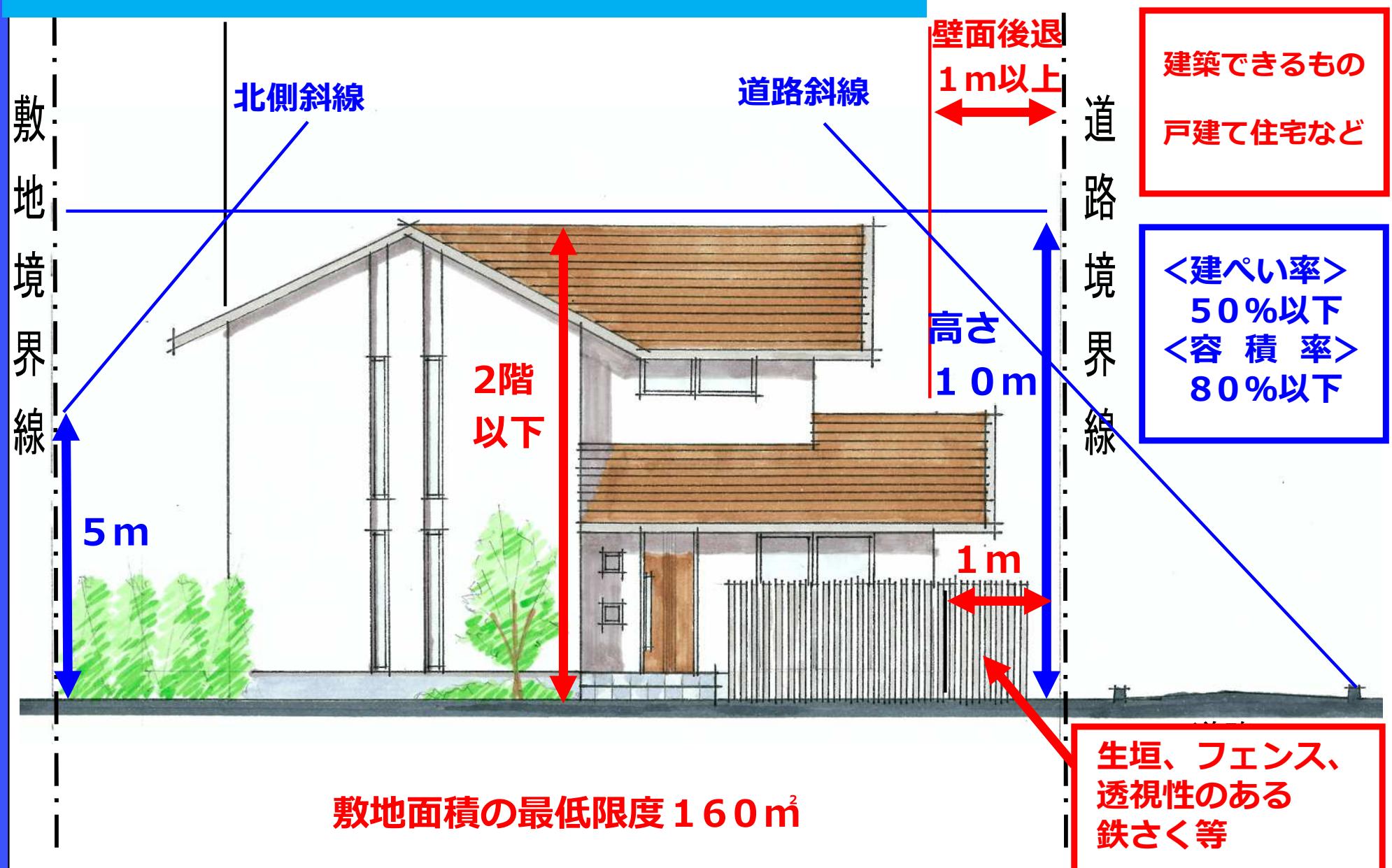
2 吉原平池地区計画について

◆建築物に関するルール

- ①建築できるもの・・・戸建て住宅など
- ②敷地面積の最低限度・・・160m²
- ③壁面の後退距離・・・道路から1m以上
- ④高さ（階数）の制限・・・2階以下
- ⑤形態・色彩の制限・・・周辺と調和
- ⑥垣さくの制限・・・生垣又はフェンス等

2 吉原平池地区計画について

◆ 建築物等の制限 イメージ図



説明会次第

1. 地区計画制度について
2. 吉原平池地区計画について
3. 今後のスケジュールについて

3 今後のスケジュールについて（予定）

地元説明会（本日）



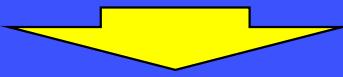
総覧
(都市計画法 16条・17条)

R8年3月
R8年4月



豊田市都市計画審議会

R8年6月



都市計画決定

R8年6月



建築着工

吉原平池地区計画の 都市計画決定に関する説明会

〔豊田市〕